

産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会報告書
「商標を活用したブランド戦略展開に向けた商標制度の見直しについて（案）」に対する意見書

2023年（令和5年）1月18日
日本弁護士連合会

産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会報告書「商標を活用したブランド戦略展開に向けた商標制度の見直しについて（案）」（以下「本報告書（案）」という。）に関して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

- 1 本報告書（案）で取り上げられた他人の氏名を含む商標の登録要件緩和やコンセント制度の導入は、社会的な需要も高く、企業のブランド戦略に携わる企業内弁護士からもニーズの高かった要望であり、賛成する。
- 2 商標法4条1項8号に設けられる一定の知名度の要件及び出願人側の事情を考慮する要件の詳細については、商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループにおいて、企業の知財戦略の策定に携わる弁護士等に対する適切な意見聴取の機会を設けて頂きたい。
- 3 本報告書（案）が、先行登録商標の権利者の同意があってもなお出所混同のおそれがある場合には登録を認めない「留保型コンセント」制度を導入すべきであるとしている点は、適切なものとする。

意見の理由

1 はじめに

当連合会は、2013年3月7日付け「知的財産人材育成推進協議会に対する提言（現状と課題）」で述べたように、ブランド等に精通し、複合的な知財戦略の策定に優れた弁護士が企業内弁護士として採用・活用されることを推進してきたところであるが、本報告書（案）で取り上げられた他人の氏名を含む商標の登録要件緩和やコンセント制度の導入は、社会的な需要も高く、企業のブランド戦略に携わる企業内弁護士からもニーズの高かった要望であり、賛成する。

2 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和

当連合会が、2017年2月24日付け「『商標審査基準』改訂案に対する意

見書」(以下「2017年意見書」という。)2頁において商標審査基準の改訂案に関して述べたように、人格権の保護を考慮することは必要なことであり、本報告書(案)9頁～10頁が、人格的利益の保護という商標法4条1項8号の趣旨については変更しない方向で取りまとめを行ったことは妥当である。また、商標法4条1項8号に一定の知名度の要件と出願人側の事情を考慮する要件を設けることによって、一定の知名度を有する他人の人格的利益のみならず、一定の知名度を有しない他人の人格的利益についても考慮されることになるという制度設計も、適切なものと考えられる。一定の知名度の要件(求める知名度の程度や知名度の判断基準となる需要者の範囲)及び出願人側の事情を考慮する要件の詳細については、商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループにおいて具体的に検討を深めることが予定されており、同ワーキンググループにおいて企業の知財戦略の策定に携わる弁護士等に対する適切な意見聴取の機会を設けて頂きたい。

3 コンセント制度の導入

当連合会が、2017年意見書3頁において、商標審査基準の改訂案に関して述べたように、出願人と引用商標権者に支配関係がある場合のみならず、分社した歴史的経緯があるが、今は支配関係にはない2社間などでも、コンセント制度導入のニーズは存在するため、法改正を伴わない2017年3月の商標審査基準の改訂による対応は、コンセント制度同様の制度としては不十分であった。本報告書(案)16頁～17頁が、近年のコンセント制度導入に関するユーザーニーズの高まりや国際的な制度調和の要請に目を向けて、需要者の利益の保護を担保する形でのコンセント制度の導入を法改正により進める方向を打ち出したことは、企業の知財戦略の策定に携わる立場からも、賛成できる。

本報告書(案)17頁が、先行登録商標の権利者の同意があってもなお出所混同のおそれがある場合には登録を認めない「留保型コンセント」制度を導入すべきであるとしている点は、当連合会が2017年意見書3頁において出所の混同により生じ得る弊害を防止するための措置が必要であると述べていたことに沿うものであり、適切なものとする。

以上